

書面による出願手続等をされる方は 電子化手数料の納付が必要です

1. 電子化手数料とは？

特許出願等の特許庁への各種手続は、パソコン等を利用して行う電子出願と、書面（紙）による手続の二通りの方法がありますが、電子出願で可能な手続を書面で行う場合には、その書面に記載されている事項を特許庁長官が認定した登録情報処理機関（現在「工業所有権電子情報化センター」の1機関）において電子化することとしており、この電子化のために必要な費用（実費）として納付していただく手数料です。電子化手数料は登録情報処理機関に納付していただいています。

※ なお、この電子化手数料を納付されない場合は、届出の手続書類は却下処分となり、初めから手続が無かったものとして処分されますのでご注意ください。（出願手続において、出願番号通知が届いている場合でも、電子化手数料の納付をされない場合は同様に手続がなかったものとして処分されます。）

電子化手数料の納付を必要とする手続一覧は裏面または特許庁ホームページをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/tetuzuki/document/denshika/denshika.pdf>

2. 電子化手数料の額

手続1件につき1,200円と書面1枚につき700円を加えた額です。

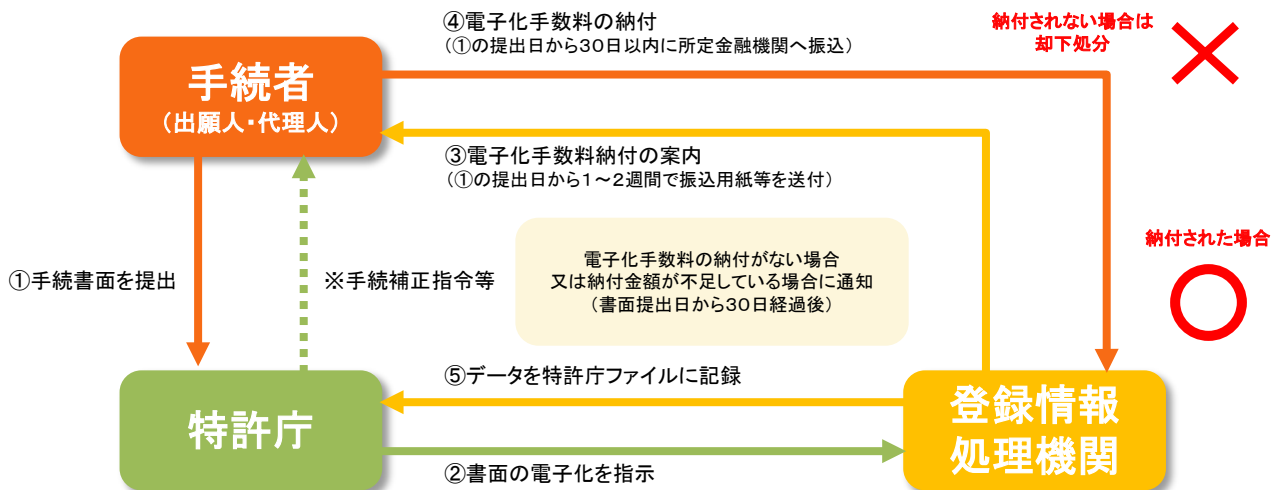
(例) 特許願5枚を書面で提出したときの電子化手数料は、

$$1,200円 + (700円 \times 5枚) = 4,700円 \quad \text{となります。}$$

また、複数の手続を一度に書面で提出した場合は、各手続（1件）ごとに算出することとなります。

なお、電子化手数料については非課税となります。

3. 電子化手数料の納付の流れ



電子出願について

電子出願は専用ソフトを使用して自宅や会社のパソコンから特許などの手続を行う電子申請です。利用するためには、電子証明書を購入・インターネット出願ソフトをダウンロードするなど事前準備が必要です。ご質問・ご相談などは、[電子出願ソフトサポートセンター](#)までお気軽にお問合せください。なお、詳細は、下記URLをご参照ください。

電子出願ソフトサポートサイト http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/index.html

電子出願ソフトサポートセンター 受付時間 平日9:00~20:00 TEL(東京)03-5744-8534 (大阪)06-6946-5070

【電子化手数料についてのお問い合わせ先】

特許庁審査業務部出願課電子記録基準管理班 TEL: 03-3581-1101 内線2762

電子化手数料が必要となる書類一覧

※4法区分で共通は特・実・意・商

	書類名	四法区分	備考
1	特許願(特許請求の範囲、明細書、図面、要約書)	特	
2	特許願(外国語特許請求の範囲、外国語明細書、外国語図面、外国語要約書)	特	
3	実用新案登録願(実用新案登録請求の範囲、明細書、図面、要約書)	実	
4	翻訳文提出書(外国語特許請求の範囲の翻訳文、外国語明細書の翻訳文、外国語図面の翻訳文、外国語要約書の翻訳文)	特	
5	誤訳訂正書	特	
6	国内書面	特・実	
7	図面の提出書	実	
8	国際出願翻訳文提出書	特・実	
9	新規性喪失の例外の適用申請書	特・実	
10	国内処理請求書	実	
11	特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書	特・実	
12	特許協力条約第19条補正の写し提出書	特・実	
13	特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書	特・実	
14	特許協力条約第34条補正の写し提出書	特・実	
15	先の出願に基づく優先権主張取下書	特・実	
16	出願審査請求書	特・実	
17	出願審査請求書(他人)	特・実	
18	回復理由書	特・実	
19	実用新案技術評価請求書	実	
20	実用新案技術評価請求書(他人)	実	
21	出願公開請求書	特	
22	優先審査に関する事情説明書	特	
23	意匠登録願	意	
24	商標登録願	商	
25	団体商標登録願	商	
26	地域団体商標登録願	商	
27	商標権存続期間更新登録申請書	商	
28	防護標章登録願	商	
29	防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願	商	
30	書換登録申請書	商	
31	防護標章登録に基づく権利書換登録申請書	商	
32	重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願	商	
33	特微記載書	意	
34	秘密意匠期間変更請求書	意	
35	手続補正書(方式)	共通	証明書等の物件のみの補正又は手数料の納付のみの補正は、電子化手数料は不要です。ただし、オンラインで手続可能な別の書類を採用する旨【採用の表示】を記載する等の補正又はこれを含む補正は電子化手数料が必要となります。 ※注1
36	手続補正書	共通	
37	出願人名義変更届	共通	
38	出願人名義変更届(一般承継)	共通	
39	手続補足書	共通	証明書等の物件のみの補足は、電子化手数料は不要です。ただし、オンラインで手続可能な「手続を行った旨の申出」のみの補足又はこれを含む補足は、電子化手数料が必要となります。 ※注2
40	代理人変更届	共通	
41	代理人受任届	共通	
42	代理人選任届	共通	
43	代理人辞任届	共通	
44	代理人解任届	共通	
45	代理権変更届	共通	
46	代理権消滅届	共通	

	書類名	四法区分	備考
47	包括委任状援用制限届	共通	
48	復代理人変更届	共通	
49	復代理人受任届	共通	
50	復代理人選任届	共通	
51	復代理人辞任届	共通	
52	復代理人解任届	共通	
53	復代理権変更届	共通	
54	復代理権消滅届	共通	
55	出願取下書	共通	
56	出願放棄書	共通	
57	意見書	共通	
58	期間延長請求書	共通	
59	期間延長請求書(期間徒過)	特・実・商	
60	審判請求書	共通	※3
61	請求取下書	共通	※3
62	審理再開申立書	共通	※3
63	証拠説明書	共通	※3 証拠保全に係るものを除く
64	検証申出書	共通	※3 証拠保全に係るものを除く
65	口頭審理申立書	共通	※3
66	口頭審理陳述要領書	共通	※3 証拠保全に係るものを除く
67	尋問事項書	共通	※3 証拠保全に係るものを除く
68	証拠申出書	共通	※3 証拠保全に係るものを除く
69	証人尋問申出書	共通	※3 証拠保全に係るものを除く
70	鑑定申出書	共通	※3 証拠保全に係るものを除く
71	鑑定事項書	共通	※3 証拠保全に係るものを除く
72	録音テープ等の内容説明書	共通	※3 証拠保全に係るものを除く
73	回答希望事項記載書面	共通	※3
74	期日変更請求書	共通	※3 証拠保全に係るものを除く

※3 拒絶査定不服審判事件(特・実・意・商)、補正却下不服審判事件(意・商)が対象。

※注1 例

【書類名】	手続補正書
【提出日】	令和 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願2020-9999999
【補正をする者】	
【識別番号】	599999999
【住所又は居所】	東京都千代田区××××1-1-1
【氏名又は名称】	特許 太郎 (FN) 又は識別ラベル
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	名義変更届
【補正対象項目名】	提出物件の目録
【補正方法】	追加
【補正の内容】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	委任状 1
【採用の表示】	令和 年 月 日提出の×××に添付の×××を採用する。

※注2 例

【書類名】	手続補足書
【提出日】	令和 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願2020-9999999
【補足をする者】	
【識別番号】	599999999
【住所又は居所】	東京都千代田区××××1-1-1
【氏名又は名称】	特許 太郎
【代理人】	
【弁理士】	
【識別番号】	199999999 (FN) 又は識別ラベル
【氏名又は名称】	代理 一郎
【補足対象書類名】	特許願
【補足の内容】	委任状を提出します。
【提出物件の目録】	
【包括委任状番号】	9999999

※ 証明書等の物件を採用する旨【採用の表示】を記載して当該証明書等の物件の提出を省略する場合は電子出願が可能です。このため、電子化手数料が必要となります。

※ 手続補足書は、出願等の特定手続に際し、提出すべき証明書等の物件を添付して提出するためのものです。包括委任状番号を記載して包括委任状を採用した場合は、物件の添付を伴わないため電子出願が可能です。このため、電子化手数料が必要となります。